

有田市就農啓発パンフレット作成業務委託
公募型プロポーザル審査要領

有田市 経済部 有田みかん課

1 基本方針

有田市就農啓発パンフレット作成業務委託の受託候補者の選定にあたっては、価格のみならず、事業者の企画力、業務遂行能力、実施体制及び実績等を総合的に評価する必要があることから、公募型プロポーザル方式により審査を行い、最も優れた提案を行った事業者を受託候補者として選定することを目的とする。

2 審査の対象

審査の対象は、「有田市就農啓発パンフレット作成業務委託公募型プロポーザル実施要領」の参加資格要件を満たしている事業者とする。

3 審査の方法

審査は、企画提案書等の内容及びプレゼンテーションの優秀性に基づき評価するものとする。審査は、事前書類審査及びプレゼンテーション審査の2段階で行い、事前書類審査の通過者に対してプレゼンテーション審査を行う。

(1) 事前書類審査

審査は、企画提案書及びその他提出書類に基づき実施し、審査項目ごとに評価点（得点）を算出する。審査員全員の合計点をその事業者の評価点とし、通過者をプレゼンテーション審査対象者とする。

なお、事前書類審査の評価点は事前書類審査のみに利用するため、プレゼンテーション審査に影響するものではない。

① 書類審査結果通知

事前書類審査の実施後、審査対象者に対し、審査結果を書面にて通知する。

② 評価基準

事前書類審査の評価基準は別表1のとおり。

(2) プレゼンテーション審査

審査は、企画提案書等に基づくプレゼンテーション及び質疑応答に基づき実施し、審査項目毎に評価点を算出する。審査員全員の合計点をその事業者の評価点とする。

① プレゼンテーションの実施方法

- ・1者の持ち時間は、プレゼンテーションに15分以内、質疑応答に10分以内の計25分以内とする。企画提案内容に基づき、簡潔明瞭な説明をすること。なお、当日の追加の資料は投影のみ認めるが、事前提出の提案書が審査の基本となる。
- ・準備時間は5分とする。5分を超えた場合は、その超えた時間をプレゼンテーションの時間から差し引くものとする。また、後片付けは5分間とする。質疑応答が終わったら、速やかに片づけを行うこと。
- ・パソコン等を用いた説明は可能とする。プロジェクタ、スクリーン、電源ケーブルは有田市で用意するが、PC等その他必要機器は説明者の持ち込みとする。

② 審査予定日

令和8年7月29日（水）予定

※詳細は、プレゼンテーション審査対象事業者に対し個別に連絡する。

③ 出席者

プレゼンテーションに参加できる人数は、制限しない。

④ プレゼンテーション審査結果通知

プレゼンテーション審査の実施後、審査対象者に対し、審査結果を書面にて通知するとともに、市のホームページにおいて公表する。

⑤ 評価基準

プレゼンテーション審査の評価基準は別表2のとおり。

4 受託候補者の選定

- (1) プレゼンテーション審査の最高得点者を受託候補者（以下「候補者」という。）として選定する。
- (2) 最高得点となる者が2者以上あるときは、審査員協議により候補者を選定する。
- (3) いずれの提案者も、審査員全員の評価点の合計が満点の50%に満たない場合は、候補者を選定しない。
- (4) 上位の事業者が辞退又は失格となった場合は、得点が高い者から順に候補者とする。

別表1

**有田市就農啓発パンフレット作成業務委託
公募型プロポーザル事前書類審査 評価基準**

No.	審査項目	評価視点	配点
1-1	基本方針	業務目的への理解度	15
1-2		企画コンセプトの妥当性	15
2-1	業務遂行体制	制作チームの組織体制と人員配置	15
2-2		取材・撮影における有田市との協力体制	15
3-1	実績・専門性	パンフレット・ポスター作成業務又は類似業務の実績	10
3-2		関連するデザイン・編集等のノウハウ	10
4	スケジュール	履行スケジュールの現実性	10
5	書類の適格性	提出書類の不備の有無・正確性	10
合計			100

別表 2

**有田市就農啓発パンフレット作成業務委託
公募型プロポーザルプレゼンテーション審査 評価基準**

No.	審査項目	評価視点	配点
1-1	企画提案の内容	コンセプトの独自性と魅力	20
1-2		ターゲット層への訴求力と構成の工夫	20
2-1	業務遂行体制	専門性・経験	10
2-2		スケジュール管理と履行の確実性	10
3-1	実施実績・理解度	有田市の地域の特性や農業への理解	10
3-2		類似業務等の実績	10
4-1	費用対効果	見積書の妥当性	8
4-2		経費配分の合理性	7
5	プレゼンテーション・質疑応答	提案内容の説得力・熱意	5
合計			100